

第3編土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
第1章 一般施工	第6節 一般舗装工	1-6-7 <u>アスファルト舗装工</u>	基 準 高 ▽	±50	—	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	準拠する要領の制定等に対応
		1-6-8 <u>半たわみ舗装</u>	厚さあるいは標高較差	±90	+50		
		1-6-9 <u>排水性舗装</u> <u>（下層路盤工）</u> <u>（面管理の場合）</u>		—	-15		
		1-6-7 <u>アスファルト舗装工</u>	厚さあるいは標高較差	-64	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	準拠する要領の制定等に対応
		1-6-8 <u>半たわみ舗装</u>					
		1-6-9 <u>排水性舗装</u> <u>（上層路盤工）</u> <u>粒度調整路盤工</u> <u>（面管理の場合）</u>					
		1-6-7 <u>アスファルト舗装工</u>	厚さあるいは標高較差	-64	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	準拠する要領の制定等に対応
		1-6-8 <u>半たわみ舗装</u>					
		1-6-9 <u>排水性舗装</u> <u>セメント（石灰）安定処理工</u> <u>（面管理の場合）</u>					
		1-6-7 <u>アスファルト舗装工</u>	厚さあるいは標高較差	-46	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	準拠する要領の制定等に対応
		1-6-8 <u>半たわみ舗装</u>					
		1-6-9 <u>排水性舗装</u>					
		1-6-11 <u>ゲースアスファルト舗装工</u> <u>（上層路盤工）</u> <u>加熱アスファルト安定処理工</u> <u>（面管理の場合）</u>					

第3編土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X_{10})			
第1章 一般施工	1-6-7 1-6-8 1-6-9 1-6-11 <u>アスファルト舗装工</u> <u>半たわみ舗装</u> <u>排水性舗装</u> <u>ゲースアスファルト舗装工</u> (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-26	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		準拠する要領の制定等に対応
		厚さあるいは 標高較差	-20	-3			
		平坦性	3m ² プロファイル（σ） 2.4mm以下 直読式（足付き）（σ） 1.75mm以下				
	1-6-7 1-6-8 1-6-9 1-6-11 <u>アスファルト舗装工</u> <u>半たわみ舗装</u> <u>排水性舗装</u> <u>ゲースアスファルト舗装工</u> (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	準拠する要領の制定等に対応
		平坦性	3m ² プロファイル（σ） 2.4mm以下 直読式（足付き）（σ） 1.75mm以下				
	<u>透水性舗装工</u> (路盤工) (面管理の場合)	基 準 高 ▽	±50	—	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		準拠する要領の制定等に対応
		厚さあるいは 標高較差	t < 15cm -64	-10			
			t ≥ 15cm -91	-15			
	<u>透水性舗装工</u> (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3			